

建設業退職金共済制度に係る加入推進と書類の提出について

令和8年6月

中之条土木事務所 工事事務

建設業者の皆様

いつもお世話になっております。

1 建設業退職金共済制度への加入推進について

群馬県では、建設業退職金共済制度への加入を推奨しております。

施工状況報告書等をご提出いただき、下請け業者様含め未加入の方が確認できた際には、監督員・工事事務担当から確認させていただく場合がございます。

確認作業等、お手数をおかけしてしまうため、あらかじめ下請け先の業者様へも加入を推奨いただくようお願いいたします。（詳細は以下のリンクをご参照ください。）

<https://www.kentaikyo.taisyokukin.go.jp/>

2 書類提出先と期限について

建設業退職金共済制度に係る書類について、

① 建退共掛金の電子申請に係る利用有無（工事打合せ書）

② 建設業退職金共済掛金収納書 がございます。

両書類について、ぐんま電子納品システムを利用の有無に関わらず、工事事務担当までご提出をお願いいたします。

また、併せて以下のとおりご提出ください。

① 電子申請に係る利用有無 : 受注後速やかに。

（請負金額に関わらず、すべての工事が対象です。）

② 建設業退職金共済掛金収納書 : 書面提出の場合 ⇒ 契約締結後1か月以内。

電子申請の場合 ⇒ 契約締結後40日以内。

フレックス工期の場合 ⇒ 工事着手までに。

※なお、①以外の工事打合せ書については、監督員までご提出ください。

また、電子申請の場合はぐんま電子納品システムでの提出も可能です。

以上、よろしくお願いいたします。